名古屋市公報

平成30年 1月24日　　第1242号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

規　則

○ 名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則（緑土・総務課）（第1号） 3

告　示

○ 道路に関する告示（緑土・道路利活用課）（第22号） 4
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について（緑土・緑地管理課）（第23号） 7
○ 守山土木事務所長の職務代理について（緑土・総務課）（第24号） 9
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について（緑土・緑地管理課）（第25号） 10
○ 事後調査計画書（供用開始後）について（環境・地域環境対策課）（第26号） 11
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧（住都・都市計画課）（第27号） 13
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について（環境・地域環境対策課）（第28号） 15
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について（住都・住宅管理課）（第29号） 17
○ 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理について（健福・環境薬務課）（第30号） 23
○ 名古屋都市計画事業の認可（緑土・緑地事業課）（第31号） 24
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧（緑土・緑地事業課）（第32号） 25

教育委員会規則

○ 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（第1号） 26

公　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告（市経・地域商業課） 27
○ 農業委員会総会の開催公告（農業委員会） 29

雑　報

○ 職員の懲戒処分（交通・人事課） 30

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則（第 1号）

1　改正内容

(1) 教示について定めます。（第 1号様式の 2関係）

(2) 標識の大きさを変更します。（第10号様式関係）

2　施行期日

公布の日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○　名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（第 1号）

1　改正内容

名古屋市秀吉清正記念館の開館時間及び休館日を変更します。（別表第1関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年１月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第１号

名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第１号様式の２備考を同様式備考第２項とし、同様式備考に同様式備考第１項として次の１項を加える。

１　行政不服審査法第82条第１項及び行政事件訴訟法第46条第１項の規定に基づき教示を行うものとする。

第10号様式中「ちょう付」を「貼付」に改め、同様式備考中「35センチメートル」を「25センチメートル」に、「45センチメートル」を「35センチメートル」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第22号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年１月15日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

平成30年１月15日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

1　道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	新屋敷元桜田町第７号線	名古屋市南区平子二丁目1902番地先から	前	0.006	14.54	第１附図
			名古屋市南区平子二丁目1902番地先まで	後	0.006	14.54	隅切の拡幅

2　道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	榎津郷中北新海線	名古屋市中川区富田町大字榎津字北新海1595番地先から	前	0.010	3.10～4.10	第２附図
			名古屋市中川区富田町大字榎津字北新海1595番地先まで	後	0.016	3.10～4.10	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第１附図

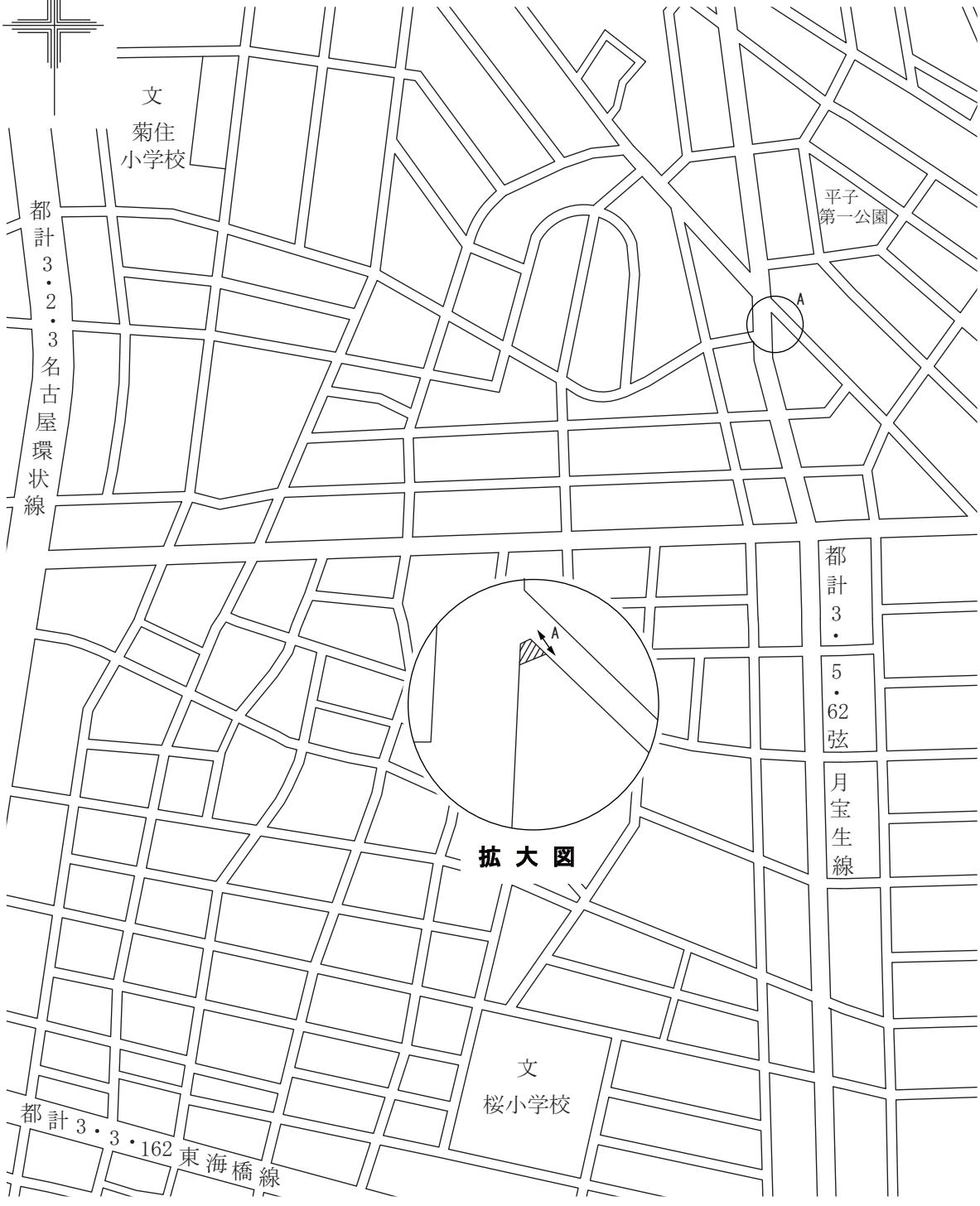

凡　例

区域変更により道路の区域とする部分

第 2 附図

凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第23号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 1月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

表中

「

細口池公園	天白区平針南一丁目	図面天白82の 2の区域	昭和61年11月 1日

」

を

「

細口池公園	天白区平針南一丁目	図面天白82の 3の区域	昭和61年11月 1日

」

に改めます。

附　則

この告示は、平成30年 1月15日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第24号

守山土木事務所長の職務代理について

守山土木事務所副所長山田隆による守山土木事務所長の職務代理行為は、平成30年１月15日終了しました。

平成30年１月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市告示第25号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年 1月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　供用時間を変更する日

平成30年 3月11日

2　有料公園施設等の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設等の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川公園）	午後 1時35分から午後 9時まで
白川前駐車場（若宮大通公園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては、午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時から午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第26号

事後調査計画書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第１項の規定に基づき、事業者から御園座タワー建設事業に係る事後調査計画書（供用開始後）（以下「事後調査計画書」という。）の提出がありましたので、同条第３項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年１月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 株式会社御園座

代表取締役社長　宮崎敏明

名古屋市中区栄一丁目６番14号

(2) 積水ハウス株式会社

代表取締役　阿部俊則

大阪市北区大淀中一丁目１番88号　梅田スカイビル　タワーイースト

２　対象事業の名称及び種類

御園座タワー建設事業

大規模建築物の建築

３　対象事業の実施場所

名古屋市中区栄一丁目６０５番１、２　他

４　事後調査計画書の提出年月日

平成29年12月28日

５　縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎５階）

イ　名古屋市中区栄四丁目１番８号

中区役所

ウ　名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成30年１月16日（火）から同月30日（火）まで。ただし、地域環境対策課及び中区役所にあっては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあっては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア　地域環境対策課及び中区役所

午前８時45分から午後５時15分まで

イ　環境学習センター

午前９時30分から午後５時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第27号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第 2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成30年 1月18日から同年 1月31日まで一般の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成30年 1月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　種類及び名称

名古屋都市計画地区計画　緑ヶ丘地区計画

2　位置及び区域

名古屋市守山区緑ヶ丘の一部

（別図のとおり）

3　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別図　縮尺１／４，０００

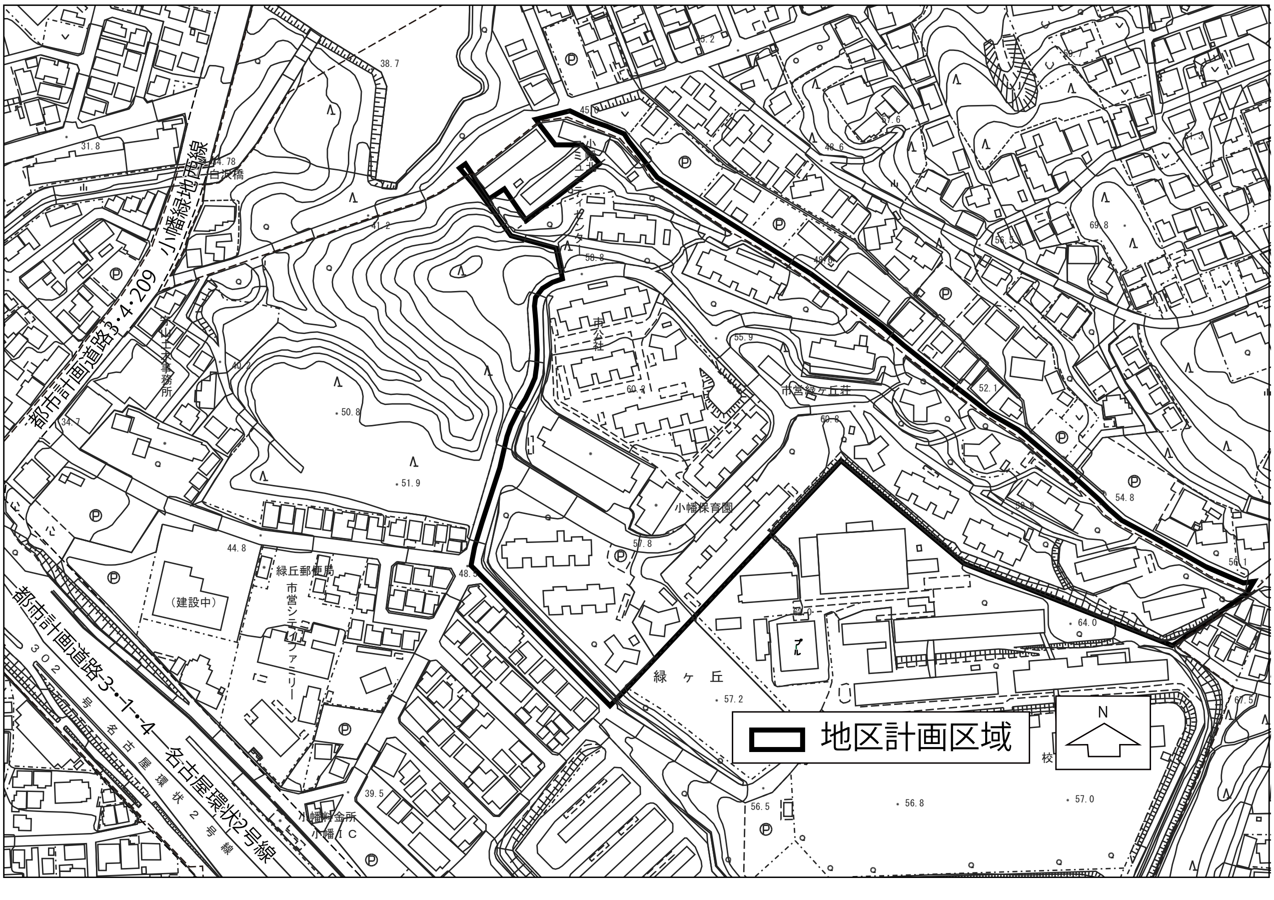

地区計画区域
N
都市計画道路3・4・209 小幡緑地西線
都市計画道路3・1・4 名古屋環状2号線
小幡保育園
市営緑ヶ丘荘
緑ヶ丘
緑丘郵便局
（建設中）
小幡IC

名古屋市告示第28号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 1月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 179号により指定した区域の一部及び同年名古屋市告示第 602号により指定した区域の全部（詳細は、別紙のとおり）

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌含有量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

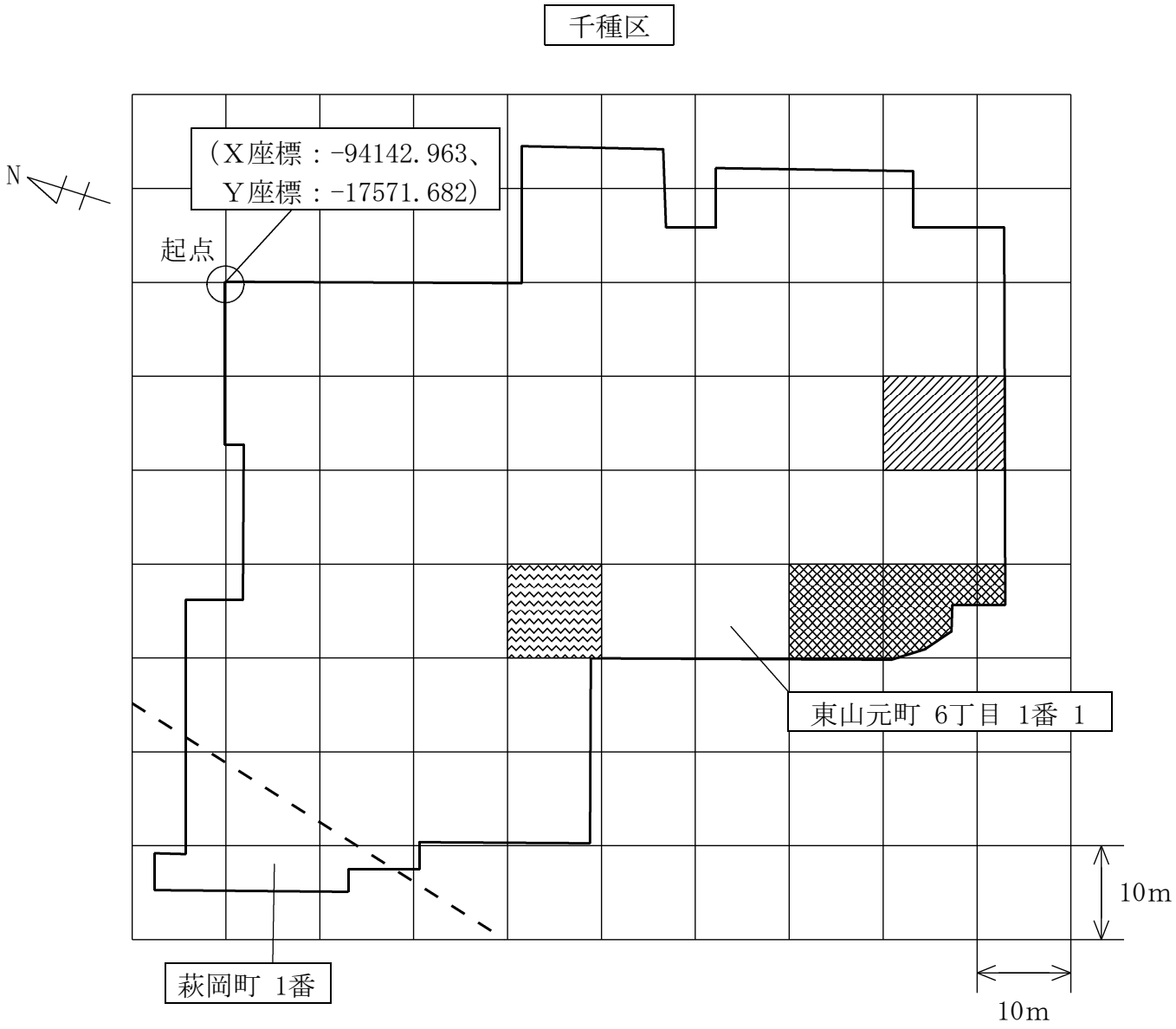

凡例

：調査対象地　　－－－：筆の境界

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第29号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成30年 1月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第 1　市営住宅・一般向け

1　申込みの資格

(1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

(3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあっては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあっては 5年）を経過しないものがないこと。

(8) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2　申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア　各区役所及び各区役所支所

平成30年 1月26日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ　名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成30年 1月26日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

ウ　住まいの窓口

平成30年 1月26日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3　申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成30年 2月 5日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来られた方については、申込み順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア　公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号　シティ・ファミリー浄心 2階

名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ　公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先

住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア　公募初日

平成30年 2月 5日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ　公募 2日目以降

平成30年 2月 6日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4　公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅　60戸

事故住宅　 6戸

(2) 改良住宅

空家住宅　 1戸

事故住宅　 1戸

第 2　市営住宅・多家族・多子世帯向け

1　申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2　申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3　申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4　公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　　5戸

事故住宅　　1戸

第 3　市営住宅・単身者向け

1　申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4又は 5のもの

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者

(12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの

(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　8戸

事故住宅　3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第30号

住宅宿泊事業等関係行政事務の処理について

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第68条第 2項の規定により、名古屋市内における住宅宿泊事業等関係行政事務について、愛知県知事と協議し、名古屋市及び名古屋市長がこれを処理することとしましたので、同条第 3項の規定により、次のとおり公示します。

平成30年 1月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　名古屋市及び名古屋市長が処理を開始する事務

名古屋市内における法第 2章（第 3条第 7項を除く。）及び第 3章に基づく事務であって都道府県又は都道府県知事が処理することとされている住宅宿泊事業等関係行政事務

2　住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日

平成30年 2月19日

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第31号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 1月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画緑地事業第10号相生山緑地

2　施行者の名称
名古屋市

3　事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在
第10号相生山緑地
名古屋市天白区菅田三丁目、天白町大字野並字相生、字稲田及び字上新田並びに山根町地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第32号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 1月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第10号相生山緑地

2　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3　縦覧期間

平成30年 1月19日から平成37年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年１月16日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第１号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１記念館の項中「午前10時」を「午前９時30分」に、「第３金曜日」を「第４火曜日」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 1月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

守山区下志段味商業施設

名古屋市下志段味特定土地区画整理事業 146― 4街区 1番　ほか 2筆

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
㈱アルペン	代表取締役 水野　泰三	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	変更なし	代表取締役 水野　敦之	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	
1	㈱アルペン	代表取締役 水野　泰三	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	変更なし	代表取締役 水野　敦之	変更なし	平成28年 9月28日
2	―	―	―	マックスバリュ中部㈱	代表取締役 鈴木　芳知	名古屋市中区錦一丁目 18番22号	平成29年 3月15日

3　変更の日

(1) 設置者については、平成28年 9月28日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4　変更した理由

(1) 設置者及び№. 1の小売業者については、代表者変更のため

(2) №. 2の小売業者については、未定の小売業者が決定したため

5　届出の日

平成29年12月18日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 1月17日から同年 5月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 5月17日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 1月18日

名古屋市農業委員会会長　岩田　公雄

1　開催日時

平成30年 1月22日（月）　午後 3時30分

2　場所

名古屋市役所西庁舎12階　第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3　議案

第 1号議案　農地法第 4条の規定による許可申請について

第 2号議案　農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第 3号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第 4号議案　相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第 5号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第 6号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第 7号議案　農用地利用配分計画案（案）に関する意見聴取について

第 8号議案　土地改良事業参加資格交替申出の承認について

第 9号議案　農地法第 3条第 2項第 5号に規定する別段の面積の確認について

第10号議案　意見の提出について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年１月19日懲戒処分に付した。

平成30年 1月19日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

所属及び補職名	処分の内容	処　分　理　由
交通局係長	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号